

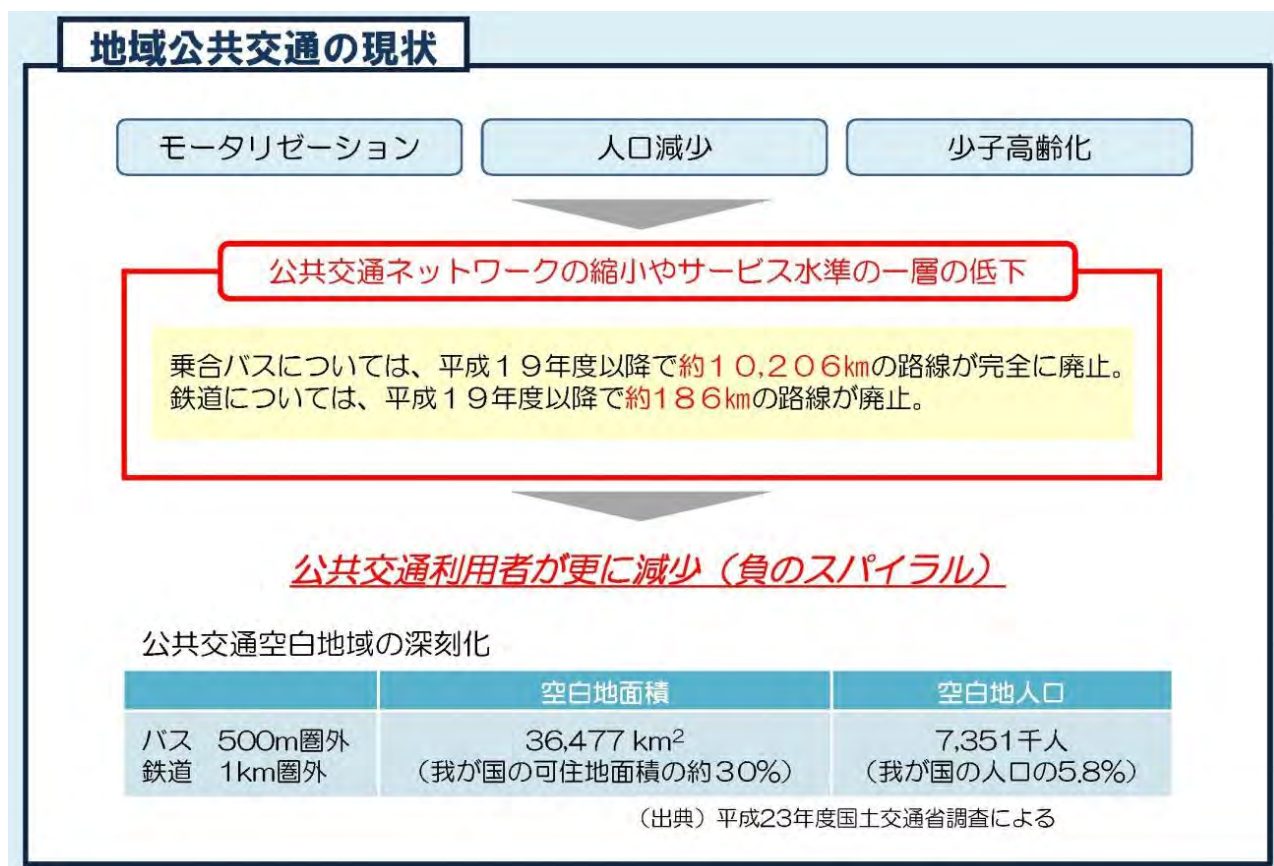
地域公共交通網形成計画について

～地域公共交通網形成計画作成のための手引き（国土交通省）より～

1. 地域公共交通網形成計画の背景

人々が自立した生活を営む上では“移動”は欠かせないものですが、近年のモータリゼーションの進展や人口減少、少子高齢化など、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が、更に公共交通利用者を減少させることになるなど、いわゆる「負のスパイラル」に陥っている状況が見られ、このままでは地域で公共交通が成り立たなくなる可能性があります。

地域公共交通の維持・改善は交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらします。しかし、地域によって抱える課題は様々であり、解決すべき課題が異なれば地域における公共交通の“必要性”や“在り方”も異なってきます。これまで公共交通計画は民間事業者を中心に検討されてきた地域も多いですが、この枠組みを見直し、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として持続可能な公共交通ネットワークの形成を進める必要があります。



2. 地域公共交通網形成計画の目的・特徴

前項の背景を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化再生法）の改正が平成 26 年 11 月 20 日に施行され、地域公共交通網形成計画の策定ができるようになりました。この計画は、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通システムの在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるものです。

地域公共交通網形成計画は、交通政策基本法の基本理念に即し、

- ①地方公共団体が中心となり、
- ②まちづくりと連携し、
- ③面的な公共交通ネットワークを再構築する ことが求められています。

地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにするマスタープラン

地域公共交通に求められる役割

地域住民の移動手手段の確保

運転のできない学生・生徒や
高齢者、障害者、妊婦等の
交通手段の確保

コンパクトシティの実現

諸機能が集約した拠点どうし、
あるいは拠点と居住エリアを結ぶ
交通手段の提供

まちなぎわいの創出や健康増進

外出機会の増加によるまちなぎわいの
創出や、「歩いて暮らせるまちづくり」
による健康増進

人の交流の活発化

観光旅客等の来訪者の
移動の利便性や回遊性の向上により、
人の交流を活発化

3. 地域公共交通網形成計画の検討視点

地域公共交通網形成計画は、基本方針に従い、区域、具体的目標、課題、実施手段、利用促進策などを整理し、まちづくりとの連携や地域全体を見渡した公共交通ネットワークの再構築を含む計画として策定します。

なお、地域公共交通網形成計画において留意すべき事項を考慮しつつ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第2項に基づき、以下の項目に沿って整理します。

【地域公共交通網形成計画において留意すべき事項】

- ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- ③地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
- ④広域性の確保
- ⑤住民の協力を含む関係者の連携
- ⑥具体的で可能な限り数値化した目標設定

【検討項目】

- 基本的な方針
- 計画の区域
- 計画の目標・期間
- 目標達成に向けた主要施策
- 計画の達成状況の評価に関する事項
- その他、計画の実施に関し必要と認める事項
- 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項

4. 地域公共交通網形成計画作成のメリット

地域公共交通網形成計画の作成意義（メリット）は、主に以下のものがあります。

メリット① 地域公共交通政策の「憲法」

網形成計画・再編実施計画は、「自分たちの地域ではこのような考え方で公共交通ネットワークを整備します」という宣言文です。地域の方々から寄せられる「なぜこの地域にバスが通っていて、別の地域には通っていないのか?」、「どういう基準で公共交通サービスを導入しているのか?」といった、交通政策の在り方や個別事業の実施理由や効果に関する問いかけに明確に回答することができるようになります。また、計画に事業の位置付けが明確化されることによって事業実施の根拠となり、予算化や補助申請、庁内での協議がスムーズとなることも考えられます。

メリット② まちづくりとの連携強化

活性化再生法の改正により、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを再構築することが明記されたことで、コンパクトな都市構造の実現を支援する網形成計画の検討が可能になります。

メリット③ 関係者間の連携強化

法定協議会を設置して、協議・意見交換・合意のもとに計画策定を進めることで、行政の動きと歩調を合わせた民間の計画を立てることができるとともに、新たな問題を解決するための協同行動を話し合うこともできます。また、こうした関係者間の連携の強化を継続することは、公共交通の正のスパイラルへの転換のきっかけ作りとなり得ます。

メリット④ 公共交通担当者の「遺言」（政策の継続性）

地方公共団体の職員は数年間で異動してしまうことが多く、いくら優れた公共交通施策を実施しても、引継ぎがうまく機能しない場合、担当者の変更によって方針がぶれてしまったり、事業が頓挫してしまったりする危険性があります。しかし、網形成計画・再編実施計画が「遺言」として次の担当者に引き継がれることにより、政策の継続性が確保され、公共交通を着実に改善するとともに、諸手続の省力化ができるメリットもあります。